

知財戦略推進計画への提案事項

2003年4月25日

知的財産国家戦略フォーラム

代表 安念 潤司

「世界一の知財立国を目指して」

日本は未だ「失われた10年」の呪縛から抜け出せず、出口のない迷路に入り込んだ不安さえ感じる。製造技術やノウハウは、中国をはじめとするアジアへ流出し、イチローや松井選手達と同様、有能な日本の頭脳も欧米に向かう。このままでは日本には一体、何が残るのだろうか。

金融・財政などの構造改革は急いで取り組むべき課題である。しかしこれは、病んだシステムを再構築するだけにすぎず、成長へのエンジンとはならない。

知財改革は日本経済の活力復活戦略である。日本のコア・コンピタンスである技術力を活かし、国際競争力を回復するため、大胆な知財改革を今すぐ開始しなければならない。

当フォーラムは知財に関する幅広い民間の専門家が集まり、世界一の知財立国に向けた政策提言を行う民間研究団体である。小泉内閣は、わずか9月で「知財基本法」を制定した。今般、設置した知的財産戦略本部を通じ、次世代の国民に誇れる内容の知財戦略推進計画を策定し、これを迅速に実施することを期待している。

以下の具体策を提示する。

< 目 次 >	
・ 総論	第 2 - 7 頁
・ 知的財産の創造の推進	第 8 - 14 頁
・ 知的財産の保護の強化	第 15 - 29 頁
・ 知的財産の活用の促進	第 28 - 38 頁
・ 人的基盤の充実	第 39 - 48 頁
知財フォーラムのメンバー	第 49 頁

・ 総論

1. 知財改革を迅速に行う【2006年まで集中実施】

知財改革は日本経済再生の必要条件である。欧米に対してはもちろん、アジアの中でも遅れをとりつつある現状を正しく認識し、知財改革を加速しなければならない。知財戦略大綱で提示された内容は、関係府省が以前から取り組んでいる「在庫品施策」も多く、約半分の施策の検討期限が2005年と先送り傾向であった。知財戦略推進計画では、知財大綱の施策の内容をさらに深化させ、検討期限の前倒しはもちろん、実施期限を明記して実行することが必要である。

例えば知財戦略大綱では、有用な新創作物の保護など検討期限が遅すぎる項目、世界最高レベルの迅速・的確な審査など実質的に無期限の項目もあり、関係府省の積極的な取り組み姿勢が感じられなかった。これらの施策を含め、骨太な知財改革の検討期限及び実施期限を明確に定め、できるものは2003年から開始し、2006年までに第一弾を集中実施するべきである。

2. 知財戦略の決定機関を一元化する【2003年7月に決定】

船頭多くして、船、山に登る、である。戦略の決定機関は知財戦略本部に一元化する。知財戦略は日本の命運をかけた国の基本計画である。縦割り行政の弊害、司法と行政の領域問題が、改革の障害となってはならない。

例えば、知財戦略大綱では、侵害訴訟での無効判断と無効審判の関係に関しては、「紛争の一回的解決を目指す方策も含め、2004年度まで結論を得る」となっているが、特許庁と最高裁による権限争議により、迅速な知財紛争処理に向けた検討作業は遅々として進んでいない。

また、再生医療以外の先端医療の特許保護についても、関係者の内部事情だけで問題が先送りされることがあってはならない。

特許紛争解決システムの整備、医療特許など、国益を大きく左右する見直し課題については、政府の知的財産戦略本部に検討を集約し、国家の意思として迅速に決定することが重要だ。

3. 「現状維持のコスト」を認識する【2003年度から】

制度改革に対しては、特に法律家から、「時期尚早だ」「慎重な検討を求める」「他の制度との整合性を図るべきだ」といった意見が出されることが多い。しかし、現状のままであることの弊害をよく認識するべきだ。制度改革の提案に対しては、現状のコストを十分に勘案したうえで、得られる利益と天秤にかけらるべきである。

例えば「職務発明」の問題である。「相当の対価」をいかに算出するか苦慮している企業が多く、紛争も多発、膨大な社会的コストが投入されている。知財戦略本部は現状の混乱を解消し、知財立国に必要な立法に向け早期に議論を開始するべきである。

4. 有能な個人が魅力を感じる知財環境をつくる【2003年度から】

製造技術やノウハウのアジアへの流出、有能な研究者やアニメーターなどの人材の欧米への頭脳流出が問題視されている。有能な人材が評価され活躍できる環境づくりは、知識社会の構築の条件であり、これからは海外から有能な技術や頭脳が流入し国内に集積される施策が求められる。

知財を生み出すのは言うまでもなく個々の人間である。経済価値の高い発明が知財として迅速に権利化され・強く保護され・より広く活用される社会の制度や企業活動が整うことは、価値の高い発明など知的財産を産出する有能な人材にとって魅力的な環境である。また、制度に限らず研究所・大学・企業においても、天才が評価されインセンティブを持つことができる制度を設計しなければならない。

5. 企業の知財改革を支援する【2003年度から】

現在、企業の価値は、バランスシートに載っていない「見えない資産」に比重が移り、その中でも鍵を握っているのが知的財産である。理想的な企業は、優秀な個人が集まり、その個人が生み出した知的財産をうまく統合して、大きな価値を社会に提供していく。現在の日本の企業で、こうした意識を明確に持

ち、企業の経営戦略として柱に据えている企業はそれほど多くない。

また、自分で苦労して画期的な発明をするよりも、欧米から基本特許を輸入することに慣れてきたため、特許といっても、国内の同業他社に真似をされないようにする「専守防衛特許」か、他社の開発を邪魔する「妨害特許」として考えている企業が多い。このため、出願する数だけはやたら多いが、審査請求をしない特許が多く、特許で稼ぐ金額も少なく、日本の技術収支は赤字である。アメリカ企業のように基本特許を取得して、積極的に市場や業界を制覇するという戦略も欠けている。

政府は、各種の規制緩和や課税措置、必要な法律の整備、特許権の迅速な設定、知財会計の積極的導入、知財報告書の普及などを図り、知的財産の有効活用、模倣品の対策など、企業の知財改革を支援する。

6. 知財特区を作っても知財改革を断行する【2003年度中に決定】

当フォーラムは本提言のすべてを全国的にすみやかに実現することを強く期待する。しかしながら、改革提言に対しては、知財分野に限らず、いつも、現状であり続けることの弊害には目をつむり、絶対的な予測が不可能な将来の政策提言に対し、ことさえ、自然科学に近いような説明責任をいたずらに求める一群の勢力もある。

「失われた10年」はいわば変化を非合理的に拒否する声に振り回された結末である。この轍を断ち切るため、知財改革は、知財特区を作っても行う決意が重要だ。いつまでも現行制度にしがみつき、失敗を恐れて何もしないのでは、日本の進むべき道は広がらない。機を見てせざるは勇なき国家である。

そのため、当フォーラムは最低限、知的財産権を利用するビジネスの振興に向け、各種の規制緩和や課税措置、知財訴訟問題を迅速に解決するための知財特許裁判所、知財ロースクール、技術判事の導入など、全国に先駆けて特区で実施するべきである、と考える。

国民が司法に困っていても「時期尚早だ」と法改正に反対するのであれば、法律家のいう「法的安定性」とは「法だけ安定性（世の中の実情を無視して、法律だけが安定していること）」ではないだろうか。大切なのは、時代遅れの法律ではなく、国民の経済、生活だ。脱皮できない蛇は死ぬ。未来を見据えて、

殻を脱ぎ捨てることである。

7. 世界の知財制度をリードする【2003年度から】

世界をリードする世界一の知財制度の構築を、日本が主導性を発揮して推進すべきである。インターネットの普及、製品のグローバルな流通、企業の国際展開の拡大といった実態からみれば、我が国の知的財産を十分に保護するためにも、世界各国が納得して導入するような知財制度を構築する。もちろん、国際的な協力体制と条約整備が必要である。今や、知的財産権は、発展途上国と先進国、先進国間など、あらゆる国際関係の中で、重要な外交カードとなりつつある。日本が主役を務めるためには、幅広い情報収集能力と人的ネットワークをもって、戦略的な外交を考慮しつつ、展開していくことが求められる。

8. 知財学を発展させる【2003年度から】

知的財産は典型的な学際・融合領域のテーマである。このような分野の学術振興に際しては、わが国特有の産学官の強固な縦割り構造によるさまざまな障害が生じる。社会が求めている知財制度の実現に向けて学際・境界領域の議論を行うこと自体が、縦割り構造下で抑制されがちである。このような弊害をなくすため、学際・融合領域の学術振興を積極的に支援し発展させる必要がある。具体的には、知的財産分野の学際・融合研究の競争的研究資金の増加、政策提言やその根拠となる知財分野の調査研究、新制度実現に必要な専門家の紹介などに際しては、知的財産に関する学術研究団体に委託する。また既存の学部から脱却した知的財産学講座の増加と教官ポストの増加を行う。この際、教官は、縦割りの縄張り争いに走る既存の組織、集団等に人材に求めるのではなく、主に大学以外から登用すべきである。

9. 日本発の技術を国際標準にする【2003年度から】

日本発のオリジナル技術の確固たる知的財産権を確保することで、国際標準へのイニシアチブを保持することができる。光触媒やMPEGなどの技術は、わが国の知的財産権を基礎に国際標準化に挑戦している好例である。国際標準に際して標準技術に必須な特許を多く保有し、それを有償ライセンスすることによって国際競争力も増し、公益にも資することができる。

このような国際標準化戦略は、国際競争力を確保するため今後ますます重要になるので、国際標準化を目指した研究開発・知的財産戦略や、標準化を前提とした技術移転を支援することが重要だ。たとえば標準化グループに加わっていない企業・個人の保有する必須特許をどう取り扱うかの問題は、有償の特許プールによって解決することが有効である。このため公的標準（デジュール・スタンダード）を実施する際に必要な特許権のプールについては、一定の要件のもとに独占禁止法の対象から除外するとともに、国の補助金によって創出された特許や大学からの技術移転を受けた企業の特許については、公的標準に関して必須と認められた場合有償ライセンス契約を締結する義務を課すことが必要である。

10. 日本の国家ブランドを構築する【2003年度中に決定】

日本ブランドを高める国家方針を策定する。JAPANという五文字で、他国の人が思い浮かべるイメージは、国際交渉のみならず、その国の企業イメージにも影響する。イギリスのブレア政権は「クール・ブリタニア」(COOL BRITANNIA: しゃれたイギリス)という標語で国家ブランドを築き、付加価値を高めようとしている。フランスは「文化と外交の国」というブランドを持っている。我が国でも、高い日本ブランドが形成されれば、日本企業にとって大切な無形資産になる。

日本は戦後、良いものを安く作る世界の工場として「メイド・イン・ジャパン」は高い評価を受けてきた。しかし、近年アジア諸国の追い上げもあり、日本はすばらしい発明で世界の文化・文明に貢献するという「発明国家」のイメージに発展させる。紙・印刷・蒸気機関などの重要な発明をした国は、世界史上、

名を残している。

中国で日本企業のニセモノ製品が多数出回っているが、これは日本製が優れているという「メイド・イン・ジャパン」ブランドが、中国国民の中に根強く浸透しているからでもある。優れた日本ブランドを生かすためには、今後の技術開発と同時に、ライセンスビジネスを確立して国家ブランドを構築していくことが重要だ。

．知的財産の創造の推進

1 1 . 知財の創造の源である大学に知財システムの構築の競争をさせる

【 2 0 0 3 年度から 】

「知財の創造」は、「教育」、「研究」に次ぐ、大学の第三の責務である。各大学に、自己責任・受益者負担の原則により、知財の創造システムやルールを決定させる。大学が全国一律に、文部科学省の指導やガイドラインを鵜呑みにするのは、いつまで経っても国際競争力のある大学へ変貌することはできない。大学を真に独立させるため、政府の関与するのは必要最小限に止めるべきである。例えば、教官の発明を誰に帰属されるかについては、一律機関帰属とする必要はないし、TLOとの関係、インキュベーション機能の主体、報酬ルールなどの選択肢は広くするべきだ。文部科学省の知的財産本部事業は、発想そのものはよいが、「結果の平等」をもたらすバラ撒きに終わる危険性も指摘されている。それを推進するにあたっては上記のような観点を重視し、各大学の創意工夫を伸ばし、有名大学だからといって努力を怠るような者が間違っても安住できないようにする。

1 2 . 日本版バイ・ドールを徹底する【 2 0 0 3 年度から 】

米国は、1980年にバイ・ドール法案を公布した。これは、国からの研究資金によって生まれた知財などの成果の帰属について、国が権利主張しないというものである。国有特許の事実上の廃止であるが、これによって大学・研究機関などは、特許推進策を強め、積極的に権利化した知財を民間に移転して収益を得た。つまりこの法案こそが米国産学連携のトリガーであった。国からの研究資金による成果を国有化し、国単位で取り扱うという施策も何度か試みられたが結果は失敗に終わっており、研究者が所属する機関に知財の取り扱いを任せることが、その流動性を高めたのである。

日本における大学の研究成果は、様々な省庁や特殊法人の研究資金による成果が一般である。しかし、それらの資金を獲得する場合、専用実施権の設定が義務付けられ、特殊法人が技術移転を行い、その結果、失敗に終わるというこ

とが起きている。また、研究者が複数の省庁の資金を得た場合は、成果の取り扱い自体が困難になる場合もある。国からのいかなる研究費による成果についても日本版バイ・ドールを適用し国有特許をなくすべきである。

1.3. 特許庁のサーチツールを全て公開する【2004年度から】

知的財産の創造には、特許情報の事前調査が不可欠である。この調査には、特許庁のサーチツールの公開が必須である。もちろん、公開前の情報は対象外である。事前調査が十分できれば、重複研究が排除され、拒絶されるような出願のコスト削減ができるため、他の研究への投資も可能となる。つまり、公知技術をベースにしてより高度な研究が実施できるなど「創造活動」が促進する。特許庁のサーチツールは税金で作られたものであるから、全面開放することで日本の知的財産の創造を加速するべきだ。サーチそのものには民間企業の参入を許し、きちんとしたサーチ結果の添付された出願については審査請求料を大幅に減免するなどして、競争を促すべきである。

事前調査がきちんと行われれば、「創造」が促進されるだけでなく、先行技術の開示が適切となり、審査負担が減少するので「保護」も迅速になる。さらに、権利保護が迅速になると権利を有効に「活用」できるという好循環が生まれる。

1.4. 世界中の知財情報をリンクする【2003年度から】

現在の特許庁のサーチツールでは、特許情報と、著作権情報、企業発表などの技術情報、論文情報、医薬品副作用情報などの全ての知財情報が有機的にリンクされていない。さらに、新技術の開発のスピードアップに貢献するため、ヨーロッパ特許庁のように、著作権問題を解決して、特許文献と論文を同一の検索方式で検索・参照できるようなデータベースに改善し提供するべきだ。

これらの情報がリンクされ検索可能になれば、人類の発見した叡知を世界中で利用することができる。サリドマイドの催奇形性の副作用はドイツで発見されたが有効に利用されず、日本と同様、サリドマイドの被害を食い止めること

ができなかった。副作用情報を発見したアメリカではサリドマイドの被害がでなかったという。

知財情報は、直接的には、大学や研究者、製造業に役に立ち、間接的には、リスク管理にも有効である。金融、保険、司法（製造物責任など）、医療、環境の多くの分野においても貴重であり、早急なインフラ整備が期待される。

15. 先端分野に関する、特許の調査研究を行う【2003年度から】

大学、研究機関の研究成果である先端技術が適切に特許権化されているかの調査が必要である。平成13年3月30日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、ナノテクノロジー・材料分野が研究開発の重点分野として位置づけられ、戦略的に研究開発を推進することになった。今後、これらの分野における研究開発成果を知的財産権として適切に保護・活用することが重要である。そして、大学、研究機関の研究成果の流通・活用等を通じて、新規産業の創出及び産業技術の高度化を図り、産業競争力の強化を進めることが喫緊の課題である。

16. デザイン、ブランドの戦略は早期に検討する【2003年度中に検討】

魅力あるデザインやブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、意匠制度、商標制度の在り方を2005年度までに整備するのでは遅すぎる。期限目標をもっと前倒しにする。

17. 大学が創造的な研究資金を獲得しやすい制度にする【2004年度から】

大学で生まれた知的財産を利用して商業化に弾みをつけることが、欧米の傾向である。我が国においても民間の市場ダイナミクスを利用する方針をさらに進めるべきである。大学研究者に十分な研究環境を提供し、我が国社会に富

をもたらす知的財産の創造活動を支援するため、産学連携を推進して、需給関係に基づいた研究成果の移転によって研究資金が還元できるようにする。

あわせて、旧来から行われている企業から大学への寄付に関しても、法人税を優遇するなど、欧米並に、大学が民間から研究資金を調達しやすい環境をつくる。

18. 特許を大学教官人事の評価基準とする【2000年度から】

大学教官人事の評価基準に特許の取得を尺度の一つとして導入する。米国では大学教授の昇給査定時には「特許」を重要な評価項目に置いており、「学術論文」、「学生からの評価」に並ぶ評価指標である。欧米の理工系教授が多数の特許を取得していることは珍しくない。ノーベル賞の選考においても、特許は審査の有力な指標の一つになっている。ただし、特許の件数ではなく、実際に使用されているかを評価の基準とする。

19. 学会でも特許公報を論文発表と同等に扱う【2004年度から】

論文よりも特許出願へと流れを変えるためには、特許公報での発表を論文発表と同等に取り扱う学会を、多数作ることが必要である。欧米では学会が与える学術賞の審査では、論文と同等以上に特許の業績が重視される。我が国の学会でも特許業績を重視した評価を行う。

20. 研究費だけでなく知財費用も予算手当てをする【2004年度から】

大学研究者にとって重要な業績となる特許権取得に要する費用を大学が容易に調達できるよう、研究開発関連経費の使用範囲を大幅に見直し、外国出願や弁理士の報酬も十分に支払えるような予算措置をする。研究に必要なリサーチツールが特許化されている場合、その使用許諾を受けることが必要な場合もある。さらには米国の大学がそうであるように、世界的な知財戦略競争の中で訴

訟などに巻き込まれる場合も想定される。このような知財費用を大学において柔軟に予算化できるようにする。

2.1. 学内発表しても特許の新規性が失われないようにする

【2004年度に法改正】

現行の制度では、研究者本人が学内論文（卒業論文、修士論文、博士論文も含む）などの発表で公知になると、研究者本人が特許出願しても「新規性がない」として拒絶されるのが原則である。米国では、研究者本人による発表ではこうしたことにはならない。日本でも、発明者自身の発表で不利益を被ることがないようにする。

この点特許法に関し、2001年12月より大学は新規性喪失の例外が認められる機関（特許法三〇条機関）に指定され、グレース・ピリオド（発明公表後の出願猶予制度）の対象が拡大された。この三〇条適用を主張する際に留意すべき事項を大学関係者に周知する。

あわせて、論文段階でのより簡便な出願が可能となる日本版「仮出願」制度の検討など、WIPO（世界知的所有権機関）の議論との整合した検討を行なう。

2.2. 一社一基本特許運動をする【2003年度から】

従来、日本企業の特許戦略は「質より量」と言われてきた。これからは基本技術の導入が以前より難しくなる。これからは、世界に通用し、外貨を稼げる基本特許を、上場企業は少なくとも一個は取得するようにする。

2.3. 製造業や地域産業の活性化に知財創出事業を進める【2003年度から】

材料や精密機械・半導体などの製造業分野においては、製造プロセス開発の現場において、国際競争力の高い知的財産が生まれる。青色発光ダイオード（LED）や光触媒、カーボンナノチューブのいずれの例でも同じで、製造プロセ

ス開発において見出される知的財産をおさえることで、「ものづくり」から「ライセンスビジネス」「知財ビジネス」への転換が可能となる。我が国は製造インフラとノウハウに富み、今ならまだ世界の「製造業知財創出工場」の役割を果たすことができる。地域に展開する大学と知財本部、TLOなどが地域の企業と連携して、地域における知財創出事業を進める。

24. 国の研究助成制度に特許費用を含める【2004年度から】

従来は、研究開発の成果があっても出願費用や審査請求料の負担が重く、特許を取ることを断念した優れた成果があった。今後は、国の研究助成制度を活用して研究開発を行い、その成果で特許を取得する時は、研究費の外枠で、出願、審査請求、登録などの費用を国が負担し、特許取得に対する研究者のインセンティブを高める政策が必要である。

25. ベンチャー企業などの外国出願費用を援助する【2004年度から】

外国における特許、商標の取得には多額の費用がかかるため、出願を諦めているベンチャー企業、中小企業、研究者が多い。これでは日本の財産を保護することはできない。合理的な条件を設定し、これを満たすものに対して、外国出願費用を積極的に支援する。

26. 知財会計を導入する【2003年度から】

企業や研究機関に、知的財産ポートフォリオの考えを導入する。損益計算書のなかに、特許や商標などの出願費用やこれらを維持するため特許庁に納める年金、企業ブランドの維持費用などの支出と、特許・ノウハウからのロイヤリティー、のれん代など企業ブランドに由来する収入を、可能な限り詳細に記載した「知財会計」を導入する。この知財会計の情報開示により、知財で利益を生む習慣と体質を確立する。

英国においてはブランド資産のバランスシート計上も始まっており、世界的潮流となりつつある。その前に、多くの企業が知的財産権のバランスシートを一般化し知財会計で世界をリードする。

2.7. インターネット時代に適応した知財法を作る【2003年度から検討】

現在の特許法は、戦後の法整備の一環で作られた。戦後の工業社会においては、産業の中心が「モノ」であったが、20世紀の後半から産業の中心は「情報」に移行し始めた。特許では「情報」の保護が、著作権、商標ではインターネット上の保護が大きな問題となり、特許法、著作権法は毎年のように法改正を行なっている。このことは現行の特許法、著作権法の基本骨格が21世紀の知識社会に合わないことを如実に表している。明治時代と基本的に構造の変わらない知財関係法で、知財立国が達成できるとは思えない。ここはひとつ、従来の発想を転換して、権利の保護対象を広めにとり、しかも、個別法ごとに権利保護の内容や期間が異なっているのを改めて、包括的な権利保護体系を構築するよう、国際的な調和を取りつつ検討を開始する。

当面検討すべき事項には、次のようなものがある。

1. 特許法、著作権法、商標法などの知財関連法を融合するとともに、インターネット時代にふさわしい知財法を作る。
2. 保護対象を広くする。モノから情報・サービスに広げる。権利の保護範囲が重なったグレー・ゾーンを検討する。新しい保護対象を追加する。なお、保護対象とならないものは限定列挙の規定とする。従来の保護形態の見直しをする。
3. 情報関連で特許が20年、著作権が50年と保護期間が異なっているが、国際的な調和を取りつつ見直す。
4. 本や音楽・映像などのレンタルや中古・新古流通、逆輸入などの新しいビジネスが誕生している。著作権について、著作者、クリエイターが十分に保護されるよう検討する。

．知的財産の保護の強化

28. 「特許審査迅速化法」を制定し、滞貨を解消する

【2003 - 2007年度に集中実施】

5年以内で未処理出願（以下、「滞貨」）を一掃する。国際競争力を持つ知的財産を確立するために、特許の審査制度の整備は直ちに取り組まなければならない最重要課題である。

戦後復興期に我が国の企業は、米欧からの導入技術をベースに改良技術の開発に精力を注入し、良質で廉価な工業製品の開発と生産に成功し、国際競争力を獲得し、高度成長を実現することが出来た。

しかし、これは大量の特許出願と審査の遅延をもたらした。これが尾を引き、現在、未審査の特許出願は50万件にものぼり、特許の成立時期を見ると、米欧より遅く、先進国では、最も遅いと言う状況となっている。

近年、国際的な技術開発競争は激化しており、特許出願を速やかに審査し、権利として確定することが国益上も必要である。このため、裁判迅速化法にない、政府と民間の所要の措置を定めた「特許審査迅速化法」を制定するべきである。2007年度までに特許庁の審査案件の「在庫」を一掃し、2008年度には世界最高レベルの審査体制を実現する。

29. 審査と審判の期間を一年以内と法律で定める【2008年度から】

知財立国の実現には、迅速な権利保護が不可欠である。2007年度中に滞貨を解消した後は、審査期間を一年以内と法律で定める。これは、出願人の「明細書作成の責任」と「(クレームを確定させないことによる)権利濫用の防止」、
「ロイヤリティー収入期間の増大」、利害関係者の「情報提供の推進」と「他社の競合する新規事業の立ち上げ目安の提供」、特許庁の「迅速・的確な審査の努力目標」を意図する制度である。また、拒絶査定不服審判などの審判期間も一年以内と法律で定める。

30. 拒絶主義の審査方針を改め、特許取得を支援する審査に転換する

【2003年度から】

特許庁は、特許査定率（特許査定件数／ファーストアクション件数：特許庁年次報告書）を1997年の66%を、2001年には55%にまで引き下げた。その結果、特許査定とならず、拒絶査定となった出願が増えた。この拒絶査定に対する不服審判事件数が、1万5千件から2万件に急増した。さらに、この拒絶査定不服審判における「拒絶維持審決」や異議申立に対する「特許取消決定」に対して、東京高裁に不服だと訴える審決・決定取消訴訟件数（行政訴訟事件（第一審）種類別・新受件数：司法統計）が249件から429件に急増した（いずれも特許・実用新案のみ）。つまり、特許庁が拒絶査定の審査方針と転換したため、高裁事件が1.7倍となったのである。東京高裁では、特許庁の審決や決定を取り消す判決が多数出ている。これは妥当であろうか。特許庁が審査の「質」の向上を目指すのは理解できないではない。しかし、発明の「質」は、マーケットが決めるものであって、政府が決めるものではない。そもそも、科学技術に関する情報は、政府よりも民間が質量ともに勝っている。特許庁が目指すべきなのは、「質」の高い発明を厳選して権利を付与することではなく、明確でわかりやすい審査基準を作ることである。

また、我が国の特許制度は、改良発明への特許付与が中心で基本特許に厳しい審査制度を取ってきた。これからは、産業の発展に資する審査方針に大きく転換するべきである。特許庁は、特許取得を支援する審査へと転換するべきだ。

31. 審査請求制度を廃止する【2008年度から】

未審査の特許出願による潜在的な独占権の濫用を防止するため、昭和46年に採用された審査請求制度を、滞貨の解消時期に合わせて廃止し、出願された案件は全て審査対象とする。

3.2. 出願人に先行技術開示義務を遵守させる【2003年度から】

特許審査の迅速化に資するよう「先行技術の開示義務」が平成14年に改正された。特許庁は、出願人にこの規定を遵守させ、迅速な特許審査に努めるとともに、改正法の趣旨が空洞化しないよう非開示企業に対する不利益処分を厳正になすべきである。

その際、個人、中小企業、大学でも、先行技術の調査を容易にできるよう、サーチツールを提供することは、特許庁の責務である。

3.3. 特許庁は個人やベンチャー企業に特許手続を親切に教える【2003年度から】

今後、特許庁のユーザーは大企業から、個人、ベンチャー企業、大学へと徐々にシフトするものと予想されるので、ユーザーの立場に立った親切な制度と運用にする。特許庁は「特許庁親切運動」を再開する。

また、特許庁ホームページの検索スピードなどの改良に加えて、初めて見るユーザーやさまざまな知識レベルのユーザーに対するサービスを実施する。

3.4. 特許法の手続き規定を合理化する【2003年度から】

1. IT技術を活用する。

特許権などの登録原簿をインターネットで登録・閲覧できるようにする。不動産の登記簿などで実施されているように、全国どこからでも確認することが可能となる。

特許マーケットの有効性を高めるため、特許権者、権利移転者、無効審判の有無などの情報が記載された「登録原簿」をインターネットで確認できるようにする。現在、法務省が保有する不動産登記情報、商業・法人登記情報などがネット上で公開されている。

また、既にヨーロッパ特許庁では、「登録原簿」の書き換えが行えるやネットバンキングを用いた料金の振込みができるEPODOCが稼動している。韓国

でも料金支払いがネットで行える。

2．冒認出願に関する規定を改正する。

他人の発明を盗んで、自分又は第三者の名前を発明者として特許出願されるケース（「冒認出願」という）が後をたたない。冒認出願は無効理由となっており、真の発明者が、この特許は自分が発明したと冒認を証明した途端、特許権自体が無効となり、真の発明者も特許権を持つ機会を失う。これは不合理であるから、真の発明者に権利を移転できる規定が望まれる。

3．技術情報の公募システムを構築する

迅速な審査のため、技術情報の調査を外部に依頼するルートを構築する。特許庁が探している先行技術をインターネット公募するシステムなどを導入する。当たり前の技術であるが、特許庁内の資料では証拠が発見できないと「当たり前の発明」が特許となるような不合理が避けられる。

また、サーチ外注では技術情報の調査に対して費用を支払っているのに、拒絶理由となる文献の情報提供者に対して報償金を出してもおかしくない。具体的には、探している技術内容を、特許庁ホームページの掲示板などを通じて広く募集し適価で購入する。

4．「禁反言」を導入する。

明細書のデータ、先行技術などの開示に米国並みに禁反言の制度を取り入れる。嘘のある特許出願に対してペナルティーを明確にする。

5．手続遅延の救済制度を設置する。

例えば、年金の支払いの遅延などにより、特許権自体に瑕疵がなくとも、権利が抹消されて復活できない。アメリカのように罰金（年金の数倍）を払うことにより救済される制度を導入する。

3.5．出願を「動かない文字と図面」から「マルチメディア併用」にする

【2004年度法改正、2005年度実施】

出願明細書は発明を説明するためのツールである。したがって、紙に書かれた動かない文字と図面だけよりも、立体的に表現するプレゼンテーションツールにより、動きや音声があった方がわかりやすい。

例えば、実際稼動している装置をビデオで説明したり、明細書中の語句をク

リックすると、図面が動いたり、色が変わるようにすることである。このように出願書類にマルチメディアが併用できるようにすれば、早く正確に技術を理解することができるようになる。例えば、バイオ技術やビジネスモデルなど、書面で分かり難い技術を、マルチメディアを利用して分かり易くする。

書面で発明を表現できない例として「微生物寄託」がある。これは、微生物を培養できる状態で研究施設に寄託し、他の発明の微生物と比較する仕組みである。このように技術が進歩すると、技術情報を動かない文字と図面だけで表現することがますます困難となり、様々な工夫が必要となる。

36. 立法府は責務を果たし、医学と特許の保護のあり方を決定する

【2003年度】

欧米各国が大統領、首相クラスが主唱しているように、医学と特許に関する問題を、国益の観点から国家レベルで検討する必要がある。2000年3月、アメリカのクリントン大統領とイギリスのブレア首相は、DNAの特許保護に関し共同声明を発表した。2001年のWTOドーハ閣僚会議では、エイズなどの薬の特許保護に関し、共同声明が出された。このように、医薬品、バイオ、医療技術等の特許保護問題は、各国とも、社会全体の問題として位置付け、検討が進められている。脳死問題では、ルーマニアとパキスタンと日本が世界中で最後まで認めない状況になり、あわてて立法府が動き、議員立法で脳死移植を可能にする法律が成立した。この例のように、日本の医療が世界の水準から遅れを取らないよう早急に検討する。

日本では、2002年度、医療方法特許の保護について、産業構造審議会 / 知的財産政策部会 / 特許制度小委員会 / 医療行為WGで、医療の進歩のため、医療方法に特許を認めると同時に、医師の診療行為に支障がでないよう差止請求させない案が検討された。アメリカと同様の仕組みである。ほとんどの委員は医療の発展に役立つと賛同したが、安全性が担保できないという理由で一部の委員が反対したため、先端医療の一部である再生医療と遺伝子治療を審査基準で認めるという結論になった。本来、このような重要な事項は、審査基準で定めるレベルではなく、法律の解釈問題でもなく、国会審理を尽くして法律とする事項である。

日本でも、医療や診療費、薬価と特許の関係で、多くの議論が出ている。医療方法特許を認めるかどうかは、特許と認めた方が医療関係者に新技術開発のインセンティブを与え、医療技術が進歩し、患者が助かる確率が高まるかどうかは命題である。2003年4月22日、日本医師会は、「医療を特許対象にするには幅広い国民の合意形成が必要」と記者会見で表明した。本当にその通りである。そこで、医療関係者や特許関係者のみならず、広く政治家、学者、有識者などが集まってオープンに検討するため、医学と特許に関する委員会を立法府に設置する。

37. 新無効審判制度を廃止し、裁判所へ移行する【2005年度から】

侵害訴訟と無効審判とは、紛争の実態が似ているにもかかわらず、前者は裁判所で、後者は特許庁で別々に審理され、両者の関係も明瞭ではない。ユーザーにとって使いやすい制度にするために、無効審判も裁判所に移行するべきである。当事者が両手続で共通している場合には強制的に併合し、特許無効の判断には対世効を与えるべきである。裁判の合議体に「技術判事」を加えるべきであることはいうまでもない。そのためには、特許庁に在籍する審判官を数十人規模で裁判所に移籍する。

38. 知財高等裁判所を創設する

【2003年度決定、2004年度法改正、2005年度設立】

知的財産紛争処理の効率化と予測性が高い判断の迅速な確保からも、高裁一元化を実現することは必須である。知的財産訴訟は技術的なテーマが多くしかも専門性が高い。機能の充実と強化を図るためにも、技術が分かる者を「技術判事」(仮称)として裁判の合議体に参加させなければならない。

知的財産戦略大綱では、日本版ディスカバリー制度の創設方向が示されているが、2005年までに検討というのでは時間がかかりすぎる。また、「総合的な観点から検討を行い、所要の措置を講ずる」というあいまいな表現になっているのも問題だ。米国、イギリス、ドイツはもちろん、アジアでも、韓国、タ

イ、シンガポールに設置されている。日本の司法制度が遅れていることを日本政府は厳正に認識するべきである。２００３年に方針策定、２００４年に法律改正、２００５年に設立することを提案する。

アメリカ巡回区控訴裁判所（ＣＡＦＣ）と東京高裁知財訴訟専門部を、裁判官数、訴訟の受理件数、技術補助者などで比較すると、日本はアメリカに比べて遜色がないから、知財高等裁判所は不要であるという意見もある。しかし、これは基本的な違いを見落としているのではないか。ＣＡＦＣの判事は半数以上が技術のバックグラウンドを持っている。そして、アメリカのプロパテント政策の最大功労者はＣＡＦＣと言われるほど、米国の科学技術を広く強く早く保護する画期的な判決を生み出してきた。日本の高裁も、新しく生まれる知的財産を積極的に保護する判決をもっと出して欲しい。

欧州連合（ＥＵ）は、２００３年３月、国境を越えて、共同体特許に関する無効・侵害訴訟、非侵害確認宣言、先使用権に関する決定、損害賠償請求、仮処分などを専管する欧州特許裁判所を２０１０年までに設立することを決議している。知財裁判所の設置は、もはや先進国の常識となっている。中国でも知財専門裁判所の設置の検討を始めている。現状のままでは知財「後退国」となるのは必定であり、知財高等裁判所を設置する程度では世界の大勢に追いつくのみである。第一審・第二審両方のレベルで専門裁判所を創設し、技術系の人材を数十人規模で登用してはじめて知財「先進国」といえる。

３９．裁判期間の上限を一年とする【２００４年度から】

現在、知財訴訟の全国地裁の平均裁判期間は１８．３カ月（２００１年）である。知財訴訟は長引けば、企業経営に大きな負担となる。判決が出る頃には技術は陳腐化、企業にとっては死活問題である。アメリカの国際貿易委員会（ＩＴＣ）は通常一年以内に結論を出す。我が国でも最近では早期化の流れにはあるが、裁判期間の上限を最長一年とする。ＣＡＦＣもおおむね一年以内に判決を下すよう計画審理をしている。

40. 日本版ディスカバリー制度を創設する【2003年度から検討】

ニセモノが製作され、販売されていることを証明する証拠は、通常、ニセモノ業者のみが保有しており、被害者は容易に手に入れることができない。したがって、裁判所から疑わしいニセモノ業者に対し、さらに強力な証拠の提出命令を出すことができる規定が必要である。また、特許明細書に記載されたデータに虚偽のデータがあるかどうかの立証にも、同様な制度が必要である。

ディスカバリー制度とは、当事者間の準備的な情報収集手続である。米国では、トライアル審理前に証言録取（口頭か書面で質問し、証言を収集する方法）、質問書（相手方に書面で回答させる方法）、文書・物の提出、身体・精神の検査、自白の要求などが行われている。イギリスでは、訴状提出から二十一日以内に、当事者は相手方に事実を自白する通知を送り、その後二十一日以内に、裁判の論点に関係する自己が保持する文書の一覧リストを交換し、相手方に閲覧させるシステムを採用している。

日本でも新民事訴訟法で、当事者間の情報収集手段として「当事者照会」を採用し、「文書提出命令」を強化したが、被害者がニセモノ業者から証拠を引き出すことはむずかしい。

41. 世界特許をリードする【2003年度から】

一つの出願で、世界で権利を取れるような制度が望ましい。21世紀にふさわしい世界特許制度の早期実現を目指し、国内の制度改正を早期に実現して、WIPO（世界知的所有権機関）で行われている特許実体法調和条約（SPLT）の議論をリードしていく。

1883年に世界の特許の枠組みを決めたパリ条約が結ばれた。当時、主権のぶつかり合いで、国毎に特許を認めることとなった。それから120年。研究や製造、流通の国際化が進む中、世界特許がないのは不自然である。各国で重複して特許を取るコストと努力は年毎に増加しており、世界の科学の進歩や経済の発展を阻害していると指摘されている。国を挙げて、早期に世界特許を実現に努力する。

世界特許を実現するため、早急に次の2つの施策を提案する。

1. 日米特許サーチ2国間協定の締結

日本は東アジア、米はN A F T Aとチリなどラテンアメリカと緩やかな特許の行政協力（サーチ・審査）をP C Tベースで進める。このような国際システムは途上国知的財産制度の充実に資する。

2. 特許の日米相互承認制度

2005年度より試行を3年間、実施する。当面3年間は、試行期間とし、6月以内に拒絶理由を通知しない限り、合格したものと見なす。年2回協議して、法律・審査基準・データベース・サーチツールなどを調和させる。2008年度より、本格的な日米相互承認制度を導入する。

4.2. 世界知財憲章を制定する【2004年度】

W I P O（世界知的所有権機関）の第一回政策諮問委員会で、日本の提唱による「世界知的財産憲章草案」が発表された。「知的財産保護の理念を分かりやすく世界に普及させる」ことを目的としたもので、工業所有権と文学、芸術文化の権利の保護についての基本理念をまとめたものである。日本は各国の議論を促し、知恵の時代の実現に向けて早急に「世界知的財産憲章」の制定を進めていく。

4.3. ハーグ条約の見直しに日本の利益を主張する【2003年度から検討】

知的財産権をめぐる国際紛争が増加する中で、国際裁判管轄等の問題は重要であり、日本政府は、ハーグ条約の見直しへの検討に積極的に貢献していく。ハーグ条約とは、国際私法を国際的に統一するため、約四年に一度、ハーグ国際私法会議で検討され、作成されているものであり、日本は「民事訴訟手続に関する条約」、「民事又は商事に関する裁判上の文書の外国における送達及び告知に関する条約」などを批准してきた。今後は、日本政府として知財紛争の準拠法に関する問題や著作権についてのルールに関しても、積極的に提案する。

4.4. 「産業著作権」の知的創造サイクルを作る【2003年度から】

技術開発、特許などの取得・商品化、新技術開発への再投資という「知的創造サイクル」を大きく回す政策（プロ・パテント政策）の必要性が我が国においてもかなり浸透してきた。今後は著作権分野にこのような考え方を広げる。

IT技術の進展に伴い、個人ホームページが普及し、映像、音楽などの作成者個人が、発信者を兼ねるケースが増えてきた。また、著作権には伝統的な「芸術著作権」だけではなく、ゲームソフトのような「産業著作権（技術著作権・情報著作権）」があり、その比重が大きくなっている。そして、音楽、小説はもとより、ゲーム、プログラムを直接インターネットで売り買いする商取引も増えてきた。「産業著作権」時代にふさわしい知的創造サイクルの国家戦略を作る。

4.5. 知財を有益に使う競争政策を作る【2004年度】

知的財産権に対する競争政策のあり方の議論を深めることが重要だ。今後、情報通信分野ではネットワーク・インフラの整備や電子商取引、環境の分野では地球温暖化防止技術や環境技術、バイオの分野では遺伝子やタンパク質に関する領域で、知的財産権と競争政策との関係の調整が必要となる可能性が高い。競争政策当局は、技術開発者の先行利益の確保と特許権乱用による独占の弊害を、利用者の利便性向上との調整を図りながら、迅速で的確に判断することが必要になる。その際、競争政策当局は革新的な技術や事業モデルを使って新たに市場参入する事業者や事業者グループの動きを十分視野に入れ、行政判断を下すことが求められている。

4.6. 内閣府に技術流出阻止プロジェクトチームを立ち上げる【2003年度】

日本の知財立国の実現するにあたっては、知的財産の創出、活用のみならず、折角生み出した知的財産が十分な価値を還元することなく、海外に流出し続けているという問題を解決する必要もある。例えば、日本の大企業が海外に進出するにあたり、それまで何年もかけて関連企業が積み上げてきたノウハウや技

術情報を含めた生産工程や設備などを導入した結果、現地の人材がそのノウハウを習得した後、独立した企業を設立してしまうケースなどがあげられる。こうした日本の貴重な知的財産である技術の流出阻止を図るために、様々な観点から対策を考える必要がある。この技術流出阻止のための方策を総合立案するためのプロジェクトチームを立ち上げる。本チームは、文部科学省、特許庁、経済産業省などの枠を超えた横断的な組織であるべきであると同時に、実状を踏まえる必要があることから、民間セクターから過半以上の人が入る形で結成されるべきであり、知的財産戦略推進事務局に置くことが適当である。

47. 「ニセモノ放置国家」を監視・制裁する【2003年度から】

我が国企業の知的財産を侵害する商品の製造や輸出入が中国や東南アジアを中心に横行、オートバイ、電気機器、キャラクター関連会社などほとんどの業種が悲鳴をあげている。特に中国で年間生産されるオートバイ約1200万台のうち、約70%は日本製オートバイの模倣品となっている。

「ニセモノ製造国」として中国、台湾、韓国があげられるが、「ニセモノ流通国」はこれらに加え、欧州、米国などであり、ニセモノはアジアから欧米に広まっている。ニセモノの被害分野は、一般・産業機械、電子・電気機械、運輸・運搬機械（オートバイなど）などのハイテク製品に限らず、日常雑貨製品にまで広がっている。さらには近年、模倣品の被害は商標、意匠から、特許技術へと高度化していることも、この問題の根を深くしている。

48. 発展途上国の知財制度整備を支援する【2003年度から】

途上国でも知的財産制度が普及していくように、途上国の立場に立った知的財産制度発展政策の議論をリードする。途上国の知的財産制度のあり方を答申するために途上国からの委員も加えるなど、国際的議論を展開する。

知的財産の保護に無関心であったり、知的財産に消極的であったりする国・地域に対しては、日本の知的財産を守るための方策として、知財保護非協力国の監視・制裁に加えて、ODAなどの援助の対象として知的財産制度の整備も

加える。このように、監視制裁と知的財産尊重の文化を推進し、その一方で自力更生を支援する経済援助・文化振興を進める。

中国、台湾、韓国、タイなど、二国間政府会合の場において、相手国政府等に模倣品の取り締まり強化を働きかけてきた。今後も二国間、多国間交渉、ルールの作成、執行を通じて効果的に組み合わせることが重要である。

49. 日米知財協力協定を結ぶ【2004年度】

審査の迅速化と審査実務の国際協調、出願人の国際出願傾向、経済・貿易関係、科学技術研究レベルなどから判断すれば、米国と知的財産権で自由貿易協定のような二国間協定があることが国家戦略上有利であろう。日本は米国との行政的協力で審査迅速化が可能となるし、米国の政策との整合も容易となり、さらに、インターフェアレンス等において米国において、米国企業と同等に扱われれば、国内企業にメリットがある。世界特許への貴重な足がかりにもなるであろう。米国との間で知的財産に関する二国間協定を早急に結ぶ。

二国間協定のねらいと内容

1. 世界特許庁の橋渡しとして、日米共通特許を作る。
2. 制度の調和
3. データベースの共有
4. 審査基準の調和
5. 審査官の交流
6. 審査結果の相互通知
7. 著作権、マテリアルに関しても同様の協力を行う。

50. 憲法に知財条項を入れる【2003年度から検討】

知財国家への転換の必要性を国民に広く浸透させるため、憲法を改正する場合には、知的財産創造の奨励・保護を規定する条項を追加する。

米国では、憲法制定時から、知的財産の保護、育成を明記し、国家の施策としている。現在、アメリカ、ドイツ、イタリア、ロシアをはじめとして、アジア

アでも中国、韓国、インド、フィリピンなど、知財保護を国策として憲法に制定している国々が多数ある。G7で見ると、憲法やこれに準ずるものに知財条項が規定されていない国は、フランスと日本だけである。

5.1. 知財を育成する税制、会計制度に変える【2004年度】

現行の租税法体系は、企業・資本を優遇するシステムになっており、従業員・給与所得者を知的財産の生産主体とみていない。そこで、「企業から従業員へ」、「資本から知的創造労働へ」、「企業の資本蓄積から従業員・研究者の知財蓄積へ」と、価値転換する租税法体系を構築する。最近の欧米の傾向をみても、税金を使ったプロジェクトについては、私的財産権をより幅広く認めて知的財産の商業化に弾みをつけている。

これからは、米英の大学に習い、民間の市場ダイナミックスを利用する方針をさらに進めて、大学研究者に十分な研究環境を提供し、我が国社会に富をもたらす知的財産の創造活動を支援する。そのために、産学連携の推進、スピンオフがしやすい環境整備のほか、企業(外国企業も含め)の大学研究施設への寄付推進(法人税優遇)を含め、ベンチャー資金や企業寄付を受け入れる開かれた制度に変える。あわせて、会計法・税法・外為法の改正を検討する。

．知的財産の活用の促進

5 2 . 知財ビジネスの振興【2003年度から検討】

最近、政府がベンチャー振興を進めようとしている一方で、政府調達においては、前例主義、実績主義が残っており、ベンチャーの製品やサービスが使われていないことに対する批判がある。そこで一定の範囲で、ベンチャーのものを公的機関が自ら積極的に使うことを制度化するという考え方がある。

知財ビジネスにおいても、知財ビジネスの裾野を広げ、競争環境を確保するために、大きなユーザーでもある政府が、前例主義、実績主義にこだわらず、特許庁の先行調査、大学における特許出願の可否の外部評価、知財政策のシンクタンクなどの知財ビジネスにおいて、新規の企業を積極的に使うことを制度化することは大きな意味がある。

構造改革特区制度では、知財ビジネスの振興を利用することも真剣に検討されるべきである。

5 3 . 知的財産ビジネス特区の創設【2003年度中に決定】

知的財産権を利用するビジネスを振興するため、特定の地域（以下「知財ビジネス特区」）に主たる所在地を置き、医療、環境、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、コンテンツ関連といった高付加価値型ビジネスを実施する株式会社等（以下「知財ビジネス特区会社」）の設立、運営について、例えば以下のような各種の規制や課税措置を緩和または廃止する。知財ビジネス特区は構造改革特区より、踏み込んだ規制緩和・撤廃政策とするべきであり、新たな根拠法を設けることが望ましい、と考える。

1 . L L C（有限責任会社）による起業を認める

事業の損益を出資者の他の所得と通算する会社法制（L L C）を認める。これによりハイリスク・ハイリターンの起業を促進する。

2 . 最低資本金を1円とする

株式会社の最低資本金は1円とし、新事業創出促進法の最低資本金規制特例

で定める創業者確認手続き等は不要とする。

3．取締役の数を1人以上とする

株式非公開である期間中は株式会社の取締役の数を1人以上とする。

4．企業再編の柔軟化

知財ビジネス特区内の株式会社の吸収合併については金銭を合併対価とすることを認める。

5．その他、規制緩和等

改正産業活力再生特別措置法の支援措置を知財ビジネス特区会社については広く適用する（登録免許税、不動産取得税、減資関連手続きの緩和、特別償却等）

6．知財輸出企業の支援

知財ビジネス特区会社等について、資本関係のない外国企業からのロイヤルティー収入は非課税扱いとする。また海外でとられたロイヤルティーに対する源泉税（通常10%）を「外国税額控除制度」で確実に控除もしくは還付を受けられるようにする。このほか、所有する知的財産権を特定目的会社に譲渡する際の譲渡益はこれを非課税とし、証券化等を通じた特区会社等の資金調達の機動性を高める。

7．破産時の自由財産を200万円に引き上げる

知財ビジネス特区の株式会社の取締役については、破産時、破産者の手元に残せる現金を現行の21万円（破産法6条3項、民事執行法131条3号、同法施行令1条）から200万円へ引き上げる。現行額では七転び八起きベンチャー精神をそいでいる。

8．解雇法制の柔軟化

知財ビジネス特区会社等での新たな雇用契約は、契約時において、いわゆる「整理解雇の4要件」の適用除外とすることについて、特区会社等が労働者に対し説明し、同意を求め、これを書面化することを条件として（書面のない場合には適用除外しない）、「4要件」の適用除外とする契約を選べるようにする。労働契約を容易に打ち切れることは、雇用の敷居を下げることにつながり、経営環境が目まぐるしく変わる知財関連ビジネスの振興に資するものである。

9．司法過疎解消のため、弁理士などの活用

地方裁判所の支部、簡易裁判所の管轄区域に弁護士が2人以下の地域においては、同地域における弁護士が5人を超える時期まで、司法書士、弁理士、税

理士の単独訴訟代理権を無条件に認めるものとする。

5 4 . 知的財産ビジネス特区担当大臣の任命【2003年度】

「知的財産ビジネス特区」を通じた我が国産業の国際競争力向上を強力に推進、「知財立国」構想を実現するため、知的財産ビジネス特区担当大臣を置くものとする。

5 5 . 中小企業の現場を知的財産創出工場に転換するプロジェクトを実施する【2003年度から】

既存の国の開発補助や委託研究の制度は、「知的財産創出工場」の提案を前提としたものではない。TLO承認事業においては、大学の技術に加工を加え、自前の研究を付加することを行うと、承認事業の対象外となってしまう。したがって、大学の研究成果をもとに試作して知的財産を加えることは、承認TLOの業務ではなくなってしまう。また既存の国家プロジェクトのアウトプットとして求められているものは「もの」であり、それを「製造販売」する事業化へのプロセスに発展させると、これまたカテゴリーが合致しない。

「知的財産創出工場」の役割はものづくりではなく、技術のマーケティングに基づいた、「知的財産の創出」であり、アウトプットは「もの」の製造販売ではなく、多数の企業への「技術移転」である。承認TLO事業の対象を拡大しかつ「ものづくり」のプロジェクトを「知財創出の施策」に転換する必要がある。

5 6 . 地域中小企業が製造業分野の知的財産創出産業として情報を発信する【2003年度から】

パフォーマンスケミカルズの業界がそうであったように、製造業現場において創出される知的財産の市場は、ニッチグローバルである可能性が高い。この

場合、海外でも知的財産権が充分保護されるような知的財産戦略をとる必要があるし、またそれを支援する仕組みが必要である。加えてニッチグローバルである限りは、日本のみならず世界に情報発信することは重要である。大学が創出するものは専ら KNOWLEDGE（産業有用性を考慮しない知）であり、産業が求めているのは TECHNOLOGY（産業上、有意義な技術情報）である。したがって製造業分野においては、大学からの情報発信では企業は満足しない。また企業は大学ごとの情報をもとめていたのではなく、企業の事業ドメイン分野についての情報を求めているのである。

大学は少なくとも製造業分野においては、TECHNOLOGYに関する情報発信はできない。その代わり試作機能を有する地域の企業群が KNOWLEDGE を TECHNOLOGY に転換し、その TECHNOLOGY の情報発信の役割を担うことで、世界市場の知的財産ビジネスに展開できる。

そのようなダイナミックな仕組みを構築することが重要である。

5.7. パテントプールモデルの開発を検討する【2003年度から】

パテントプールはある事業を行う際に必要な複数の知的財産権を、一定のルールで利用可能にする仕組みである。主に情報技術など標準化戦略が極めて重要な分野において、実施の検討をすることが多かった。最近では製造業関連技術においても、適用が試みられるようになってきた。パテントプールは個々の特許権者、技術移転を受けるライセンシーの間の利害の調整が一般的には困難であるが、その理由のひとつに、パテント共有モデルの開発が不十分であることがあげられている。今後、国際標準化戦略が、知財戦略と並び広く工学研究分野の重要な課題となることは間違いない。中立的な立場をとれる大学、非営利の研究機関、研究共同組合などが中心的な役割を担っていくことが重要であるし、この分野のニーズに応じた新たなパテントプールモデルなど、新しい知的財産マネジメントのツールの開発が必要である。

58. 特許制度と大学発のベンチャーの総合的な調査研究をする

【2003年度から】

現状の把握と問題点の解明、そして産業別の日本モデルケースを探すため、シンクタンクによる特許制度と大学発ベンチャーの総合的な調査研究を行う。

59. 大学の技術移転業務は市場原理にのっとりワンストップで行う

【2003年度から】

技術移転業務は、おもにSEEDSの発掘、権利化、マーケティングに大別される。これを行なう際、最も重要なことはマーケティングの能力である。産業界が必要としない技術をいくら権利化しても、技術移転は進まない。つまり、発明の開示を研究者から受ける段階から市場NEEDSを把握した人材がその実務に当たらなければNEEDSにあった技術は発掘できないし、産業界のNEEDSに即した範囲で権利化されなければせっかくの大発明も弱い権利になってしまう。

大学は、知財本部とTLOの主導権争いなどすることなく、このような組織能力や優れた実績を持ったTLOと連携し、その実務は全て一任すべきである。また、ライセンス以外の領域でも、共同研究やマテリアル・トランスファーの中から発明が生まれる可能性は高く、契約の段階から知財に関する取り決めをしておかなければ、後々混乱が生ずる。このような、「産」と「学」が契約を行なうことについては、全てワンストップ化して契約実務に詳しいTLOに一任すべきである。

また、TLOもこのような実務を円滑に行なえる組織能力を、さらに向上することが求められる。

60. 大学の技術移転実務に携わる人材は民間の専任者を登用する

【2003年度から】

技術移転実務は、技術・特許・法務・マーケティングなどの専門知識を必要

とする極めて専門的な業務であり、大学の教員が教育や研究の片手間にできる仕事ではない。スタンフォード大学でもMITでも、TLOのスタッフに教授は一人もいない。全て民間出身の専任である。万一、どうしても大学教員が技術移転実務を行う必要があるならば、教授職を辞し専任として従事すべきである。

また、民間企業からの出向者に技術移転実務を行わせている大学もあるが、民間人でありさせずればよいというものではない。本来技術移転業務は、そのスキル習得のためには最低でも2年は要すると言われている業務である。一人前になった人材が、期限が来て出向元企業に帰ってしまうのでは、大学には技術移転のノウハウは全く蓄積されない。また、大学の技術移転業務を行う人材は大学に軸足を置いた意思決定を行う立場にあるべきである。企業からの出向者は個々の研究者から見た場合、大学か産業界かどちらに軸足があるのか極めて曖昧である。

すなわち、米国のTLOのスタッフのように技術移転実務を行う人材は、その業務をライフワークとし、決して組織内異動のない専門職で、それに全てのリスクを負って活動する人材が望まれ、大学はそのような専任者を登用すべきである。

6.1. 産学間のギャップ、知識と技術と事業の乖離を埋める【2003年度から】

情報技術やライフサイエンスのヒト遺伝子分野などでは、科学研究の知識(KNOWLEDGE)と技術(TECHNOLOGY)が急接近し、そこに巨大な事業機会が生まれたため、先端技術分野の知的財産政策や産学連携が現代化する必要があったことは既に述べた。しかし依然として多くの科学技術分野では、知識(KNOWLEDGE)と技術(TECHNOLOGY)は乖離している。このギャップを埋めるのは、介在する組織や人材(TLOのライセンスアソシエイト、コーディネーター)と、双方への教育、またこの産学交流を担う人材育成であろう。

6.2. 三倍賠償制度を導入する【2004年度法改正】

知的財産を故意に侵害、不正利用した場合には、民事制裁として三倍賠償を義務づける。過失で無断使用した場合と、故意に侵害した場合の損害賠償額が同じでは、侵害の抑止効果が不十分であり、知的財産を重視する国とはいえない。知的財産の侵害の場合、損害立証は極めて難しく、実際には立証されたものの三倍程度の損害がある場合も多いだろう。

被害者が実際に被った損害を補填するのが日本の損害賠償法の基本理念であり、実損を超える賠償を命ずる懲罰的賠償はとりえない。だから、アメリカの裁判所が命じた三倍賠償判決を日本で強制執行することは許されない。

これが日本の最高裁の判例だ（最高裁判所1997年7月11日判決、最高裁判所民事判例集五一巻六号二 - 五七三頁）。懲罰は、刑法の仕事であり、民事法の領分ではないという考え方も根強い。1998年の特許法改正に当たって、三倍賠償制度の導入が検討されながら結局見送られた背景には、こうした判例・学説の発想がある。

しかし、実損補填主義は金科玉条ではない。そもそも最高裁も、現行民法は実損補填主義をとっていると述べているだけで、三倍賠償を定める法律が制定された場合、それが憲法に違反すると述べているわけではない。国会でそう決めればいいだけの話だ。

それに、現行法においてさえ、実損補填主義には揺らぎが見える。特許法は、権利侵害があった場合、被害者が実損額そのものを立証できなくても、侵害品の出荷額、加害者が権利侵害行為によって稼いだ利益の額、ロイヤリティ相当額、に基づいて損害額を推定したり擬制したりすることを認めている（特許法102条）。これは確かに、実損補填主義の枠組み自体を捨て去ったものではないが、推定された（あるいは擬制された）損害額が実損額を上回っている場合には、実損額よりも多い額が被害者に与えられる結果になる。

故意による権利侵害による場合に三倍賠償を義務づけることを提言する。これを、懲罰的賠償ではなく損害額の推定の一種として構成すれば、従来の判例・学説にもそれほど無理なく受け入れられるだろう。電車をキセルした場合には、運賃の三倍を払わなければならないし、労働基準法によれば、解雇手当などの支払いを怠った使用者は、労働者に未払い金の二倍を支払わなければならない。表面に現れた損害額を超えて賠償させてこそ本当の意味で実損を補填したこと

になる、という考え方は、案外健全な良識に合致しているのではないか。

6.3. 職務発明規定を廃止する【2004年度法改正】

2003年4月22日、最高裁第三小法廷（上田豊三裁判長）は「勤務規則などに報償などの規定があっても、特許法が定める『相当な対価』に満たない場合は不足額を請求できる」との初判断を示しながら、どのような場合が不足であるかについては黙して語らない内容の判決を出した。現行法では、職務発明の金額は、最高裁判決を得るまで決まらないということであり、企業は相当な対価をどう決めれば良いかますます分からなくなってきた。また、「勤務規則等に、使用者等が従業者等に対して支払うべき対価の支払時期に関する条項がある場合には、その支払時期が相当の対価の支払を受ける権利の消滅時効の起算点となると解するのが相当である」と新しい判断が示された。つまり現行法では、定年までに「相当な対価」の消滅時効が過ぎる場合、発明者は企業に勤務しながら、または早期退職して、訴訟を起こさなければならない。発明者にかなり不利な規定ではないか。

国際的な激しい技術競争の中、優秀な研究者を日本企業に招くためには、報奨ルールの明確化・高額化、研究環境、権利の帰属など、魅力的な雇用契約の提示と評価体制の充実が必要だ。このような時代に、優秀な研究者になるべく報償を与えない仕組みや、研究者が報酬を得るために裁定請求や訴訟提起を必須とする制度は、みんなを不幸にする。発明者にとって大迷惑であり、企業負担も大きく、社会的損失が大きい。

研究者にインセンティブを与え良い発明を生み出すことが重要である。インセンティブの与え方はいろいろある。ストックオプションもあれば、自由な研究環境の提供でもいいし、高額年俸という手もある。もちろん発明による利益の一定の割合を従業員に還元するという策もある。しかし、どの手法をどう組み合わせるかは企業の経営判断にゆだねるべきである。

そもそも特許法は従業員の発明（特許権）を、従業員の入社時の契約などで企業に独占させることを認めている。こうした画一的な職務発明規定は不要であり、研究活動の成果をどう利用するかはそれぞれの企業が自社の経営戦略のなかで、雇用する研究者との個別契約のなかで決める方が良い。

「相当な対価」を出さないという選択肢を企業から奪う特許法の強行規定である職務発明規定は廃止するべきである。

6.4. ニセモノの流入を防ぐ国家機関を定める

【2003年度決定、2004年度法改正、2005年度実施】

特許権等の侵害品の国内流入を防止するため、模倣品・海賊版対策、税関での水際対策を強化することが急務である。韓国、台湾、シンガポール、中国等のアジア地域においてもハイテク製品の製造技術が高まっており、今後、我が国特許権等を侵害する模倣品の対日輸出が急増するおそれがある。こうした状況に事前に備える国家戦略が必要だ。

模倣品・海賊版対策には、日本の外交戦略として、海外での侵害に対する体制の強化や調査の徹底、W I P Oを通じた監視などを実行する人的資源、配置などを検討する必要がある。

水際取締策としては、アメリカ型の I T C の設置やヨーロッパ型の裁判所の活用する方法がある。いずれの方式を取るかを2003年度中に決め、2004年度法律整備、2005年度実施が必要である。

東アジア圏で不正商品対策の広域協力（自由貿易協定の知的財産部分）を進め、中国や A S E A N の権利行使に政治的技術的枠組みを設置し、将来的には東アジア広域知的財産紛争処理機構を目指す。

関税定率法は、これまで、商標権・著作権・著作隣接権に基づく輸入差止申立制度を認めていたが、特許権等侵害品は輸入禁制品ではあるものの、特許権等に基づく輸入差止申立は認めていなかった。そこで、今回の改正案は、特許権・実用新案権・意匠権侵害物品について、輸入差止申立制度の対象として加えるとともに、育成者権侵害物品を新たに輸入禁制品に追加して、輸入差止申立権の対象ともするものである。これによって、特許権者、種苗法に基づく品種登録を受けた者などにも、水際措置利用の道が開かれた。ここには、米国の水際措置ほどではないが、これに近づける努力の跡が認められる。

しかし、これでは税関が「輸入禁制品」の流入を阻止するとの基本的な仕組みが維持されており、いずれも彌縫策であって大きな実効性は期待できない。次のような特徴を備えた手続を、新たに創設する必要がある。

- ・極めて短期間（数ヶ月が上限。法律で明定する）で手続が終結すること。
- ・権利者の申立のみを手続発動の端緒とすること。（税関長は、権利者への情報提供のみを行えるものとする。）
- ・申立人による立保証によって簡便に差止命令を発すること。
- ・被申立人による適切な立保証によって簡便に差止命令を解除すること。
- ・被申立人のみならず、同種の物品すべてに差止命令の効力が物的に及ぶものとする。また、被申立人を特定することが困難なときは、被申立人不詳のまま物品の特定と公示手続のみによって手続を開始・終結できるものとする。
- ・差止命令（またはその拒否）に関わる訴訟は知財高等裁判所の専属管轄とし、簡易迅速に判決を下すこと。

6 5 . 国際戦略のロードマップを作成する【2003年度から】

日本の貿易経済圏に日本の知的財産の傘をのばし、日本のスタンダードを輸出することが政策目標とする。このため、具体的には、知財戦略本部が国際交渉のロードマップを作成する。

6 6 . 知財司法関係者の国際交流を進める【2003年度から】

知的財産分野は他の法分野と比較して国際ルールが確立し、グローバルな論理構成が通用するため、司法分野の国際化を知的財産分野から進めることができる。研究開発やビジネスが国境を越えて進められている時に、国によって知財の司法判断が異なっているのは好ましくない。裁判官や弁理士・弁護士、学者の国際交流を進め、権利解釈・行使でも知的財産先進国を目指す。日本法曹界が、アジア・太平洋を中心とするあらゆる地域において、知的財産を尊重する文化を権利行使面から推進していく。

67. ADR機関の機能を強化する【2003年度から】

ADR (ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION) とは、調停、仲裁、相談、あっ旋等の裁判以外の方法による紛争解決手段のことをいう。ADRを利用するメリットとしては、非公開審理であるため営業秘密等の秘密性の確保が可能であること、匿名性が確保されることから、諸外国では、アメリカ仲裁協会 (AAA、年間約八万件、民間機関) など相当程度、活用されている。

日本でも、「日本知的財産仲裁センター」(日本弁護士連合会と日本弁理士会の共同事業)、「弁護士会仲裁センター」、「国際商事仲裁協会に対するライセンス等の技術取引に関する国際仲裁」などがある。今後、知的財産紛争は大幅増加が予測されることもあり、知財裁判制度の充実とあいまって、多様な紛争解決手段の一つとなるものとして執行力の付与等、効果的で使い易いADR機関とする。司法制度改革審議会意見書では、日本知的財産仲裁センターや特許庁(判定制度)等のADRを拡充・活性化し、訴訟との連携を図るべきである、としている。

．人的基盤の充実

68. 国民に「知財意識」を普及する【2003年度から】

最近になって特許や知財という用語が急速に市民権を得るようになってきた。これを単なる知識のレベルにとどめず、知財を実際に創出し活用するというレベルにまで高めるための施策が今まさに必要である。その具体的案として、大学、中小企業、ジャーナリストなど、知財分野で顕著な活動を行った機関、個人に対する表彰制度を設置するべきだ。

表彰の選考のために、有識者による「評価委員会」が設置されることになろうが、その選考の過程で、発明の評価のために、技術的、経済的、経営的、市場性などの視点からの分析がなされるであろうし、それらを蓄積・整理することにより、未解決の「発明の評価」問題に対する手がかりが得られるかも知れない。

69. 科学技術の博士号を有する人材を積極的に登用する【2003年度から】

高い科学技術の知識を有する人材を知財振興のため各分野で登用すべきである。国家公務員（特許庁審査官を含む）、弁理士、弁護士などの資格試験において、科学技術関係の博士号を有する人材には優遇措置を与えることを提案する。優秀な人材の海外流出を食い止めることにもつながる。またその中から、W I P O、W T O、O E C D等の国際機関へ派遣者を増やすこともするべきだ。

70. 技術的素養を持つ法曹を早期育成する【2004年度から】

最高裁は理工系の学士以上の裁判官を多数登用し、「知財裁判所」に集中配備するべきだ。この実現に向け、法科大学院での必須科目の規制を大幅に緩和、知財専門の法科大学院の創設を促す。

（現状）1．アメリカの特許弁護士（PATENT ATTORNEY）

22,000人

日本の特許弁護士 300人

（弁護士で弁理士登録）

2. 司法試験合格者(2002年)

日本 1,200人

米国 47,000人

中国 24,000人

7.1. 理工系研究者の技術判事、専門委員、技術鑑定人への任用を進める

【2005年度から】

専門参審制と技術鑑定人の任用に関しては、知的財産に関する学術団体が、自然科学系の学術団体と協力して、裁判所などに対して公正な推薦を行う制度を設ける。またこれら専門委員や技術鑑定人に対しては知的財産に関する本格的な教育を行う仕組みをつくる。また大学側としても、論文・特許に加えて技術鑑定や専門委員への兼業について、業績として認めるようにする。

7.2. 製造業における知的財産創出現場に知財マネジメント人材を供給する

【2003年度から】

知財マネジメントのための人材を、製造業の知財創出の現場に供給する仕組みが必要である。現在、一部の大学などで知的財産マネジメントを教育する専門職育成のプログラムが始まっている。このようなプログラムの一部に、製造業、中小企業の現場において知的財産マネジメントの実地教育を行うプログラムを設ける。

大学および地域の公的研究機関は、このような実地教育に積極的に取り組み、実地教育に当たっては、地域の中小企業と連携し、効率のよい人材創出・供給マネジメントを行う。

7.3. 知財ビジネス専門職大学院を設置する【2004年度から】

技術移転や企業のライセンス事業など、知財立国を担う知的財産ビジネスを進める際に必要な人材を、実地教育やケーススタディーなどを織り込んで社会人対象に集中的に教育する専門職大学院を設ける。知財人材育成の専門職大学院構想などにおいては、教育原理によって教える内容を規定する議論が行われているが、大切なのはその育成計画に対して社会のニーズと国際競争力があるかどうか、さらには最終的には受益者負担でできるか否かである。

またこのような知的財産マネジメントの教育機会のニーズは全国あまねく偏在しているが、教育にあたる人材は首都圏や関西圏に集中しているので、知財財産マネジメント教育をEラーニングで可能とするための教材やカリキュラムの開発を行う。

7.4. 知財ロースクールを設置する【2004年度から】

弁護士・弁理士界、企業に限らず、知財専門家の層が我が国は極めて薄い。技術、経営などの素養のうえに、法的思考法を身につけた人材を早急に育成しなければ、我が国企業は国際的な技術契約や知財紛争で劣勢に立たされたままとなる。立法・司法・行政面で政策や運用が後手に回るのも人材不足に負うところが大きい。

法曹の大幅増員のため政府が2004年度開講を目指し検討を進めている法科大学院（ロースクール）から幅広い分野で、知財国家を支える人材を数多く送り出す必要がある。先端技術をめぐる紛争の交渉や裁判、複雑な国際ライセンス契約のとりまとめ、知的財産関連法の立法作業等、知財法律家に対する社会のニーズは年々、高まっている。にもかかわらず、技術のわかる判事、ビジネス感覚を持つ弁護士、過剰規制に悩む起業家の実情を肌身で感じる立法担当官は極めて少ないのが我が国法曹の現状である。法科大学院はこうした状況を打開するものとして期待されており、知財国家実現に寄与する制度設計が求められている。

今までの法曹養成制度は法学部卒業生、毎年4万5千人の中で奇特にも、難関中の難関である司法試験を目指して、何年間もひたすらその勉強に打ち込み、

たまたま合格した者を対象にした官僚裁判官の養成が中心であった。当然、弁護士養成は付随的なものにすぎなかった。従って教育の大半は裁判業務に特化していた。そのため、法学部以外で幅広い学識を研鑽し、知的財産、会社経営、国際取引等に詳しく、企業や官庁に必要なプロフェッションとしての法律家が絶対的に不足していた。法科大学院は他学部出身者を法曹に取り込み、法曹の数を抜本的に増加させると共に、質的にも知的財産権を始めとするビジネスローを体系的にマスターするための教育機関として期待されている。

しかしこの期待を結実させるには、法科大学院が真のプロフェッショナル・スクールであり、司法試験のための予備校化しないように制度設計されなければならない。

そのためには、

- 1．法科大学院では徹底的にプロフェッションとしての能力を身につけさせる教育を行ない、厳格な成績評価を実施して成績不良の者は退学させる。
- 2．従来の司法試験を抜本的に改革し、法曹たるべき資質の有無を判定することを主目的とした論文式、複数科目融合型とすべきである。
- 3．知的財産法、独禁法、金融法、国際取引法などの専門家たるべく法科大学院で選択履修した科目群も選択試験科目とすべきである。

知財ロースクール（知財法科大学院）は物理、化学、工学などの理工系学部出身者を学生の太宗とするべきである。法学部出身者に理工系科目の教育を行うよりも、逆の方が容易であり、有効と考えられるからである。

具体的には以下のような方向で法科大学院を作る必要がある。

- 1．ロースクールの設立は原則自由とし、在来型の設置基準のような拘束は廃する。市場による選別に任せ、時代のニーズを各ロースクールが自ら探る努力を促す。
- 2．理工系出身者を中心に入学させる。
- 3．カリキュラム等を各法科大学院に任せ、知財分野で特徴を出したいと望む法科大学院の邪魔をしない。
- 4．知財法律家を含め、早期に大量の優秀な法曹を育成するため、法科大学院設立への寄付を所得控除する。
- 5．現行では、司法修習は有給・強制であるが、このことが、法曹人口を増大

させることができないエクスキューズとして使われてきた。したがって、現行の司法修習は、廃止する。かりに弁護士会あるいは法曹三者で、初任研修機関をつくるとすれば、有償・任意制とし、カリキュラムも飛躍的に多彩なものにする。研修生には、当然ながら、どのような科目を選択するかを自由を与える。

知財ロースクールのイメージ

- 1．目的 知的財産に強い弁護士、裁判官、知財ビジネスマンの養成
- 2．対象 理工系出身者
- 3．入学者資格 AO入試(アドミッションオフィス方式による入学者選抜、職業経験を重視、自己推薦書や課題論文の面接などで選抜する)
- 4．カリキュラム 実務的な知財法の最先端を習得するカリキュラム(基礎的な知識は自ら習得する)
- 5．修業年限 三年を標準(優秀者は短縮修了可、四年超は放校)
- 6．教育方法 討論技術と説得力を磨くケース・スタディ重視。学生からの評価を教員の処遇に反映させるなどして、緊張感のある授業を行う。
- 7．教員組織 実務家(知財の経験豊富な裁判官、弁護士、弁理士など)
- 8．新司法試験 レベル確認のための資格試験(選抜試験としない)

7.5. 知財法曹特区制度の導入【2003年度中に決定】

特区制度を知財に関する人材育成に利用する。知財ビジネスに精通した人材を多数輩出するには、大学院レベルの良質な教育が必要であるが、現在の大学院の設置基準では、施設、教育課程、教員の配置を始め、多くの規制があり、実験的・先駆的な教育を産業界と連携して立ち上げる際の重大な障害になっている。こうした規制は特に、2004年から開設される予定の「法科大学院」において顕著である。

上記した知財ロースクールの設置が全国的には難しいのであれば、まずは特区において実行する。知財法曹を強化するため、法科大学院に適用される規制を撤廃・緩和して、知財に強いロースクールの出現を促す。具体的には、特定の地域(以下「知財法曹特区」)に主たる所在地を置き、知財法曹教育を実施する知財ロースクールについては、教育課程や教員の配置などの各種規制を大幅

に緩和するか、廃止する。たとえば、専任教員12人以上、うち実務家教員2割以上、必修科目50単位以上といった規制は撤廃し、卒業時に必要な単位数として、科学技術系科目やビジネス系科目などを大幅に参入できるようにする。また、自社ビルでなければスクールの開設を認めないなどという規制も課さず、都心での柔軟な立地が可能となるようにする。また、学校法人や国立大学法人の内部事情で設立が妨げられたりすることのないよう、国や地方公共団体が強力に誘導する。

司法試験もこの特区は別の制度とし、合格者には司法修習を免除して、特区内で活躍できる知財法曹を早期に育成する。

7.6. 日本版「マックス・プランク知財研究所」を創設する【2004年度から】

ドイツのマックス・プランク研究所（正式には「マックス・プランク知的財産・競争法・租税法研究所」）のように全世界から知的財産の専門家が集まる「知的財産研究センター」と知的財産の将来を担う人材を教育する「知財ビジネス専門職大学院」（上記7.3）「知財ロースクール」（上記7.4）を傘下に抱えた研究所を創設する。いわば、知財に特化した「政策研究・提言・教育のセンター・オブ・エクセレンス」を設置する。

ドイツのマックス・プランク研究所は、14の地域別部門と12の専門別部門から構成され、ドイツ国内はもとより、ヨーロッパ全体の知的財産法研究のメッカとなっている。同研究所は、党派や官庁の影響から完全に独立しており、そのことによって、欧州全域から研究成果への信頼を集め、EC/EUレベルでの立法活動にも、多大な影響を与えている。そこには極めて魅力的な奨学金によって欧州のみならず世界各国から多くの研究者や実務家が留学し、知的財産分野におけるドイツの影響力を長期的に極めて大きなものとしてきた。日本人の研究者・裁判官・弁護士の中にも、同研究所に留学した者が多い。さらに、2003年秋からは、知的財産専門スクールが併設され、ますますその地位を高めることが予想される。

知的財産分野でのわが国の国際的地位を高めるためには、アジア全体の中心となる特許登録機関、裁判機関と並び、マックス・プランク研究所に比肩しうる組織と規模、そして官庁からの中立性を備えた、本格的な研究・教育機関を

設ける必要がある。

77. 理工系学生全員、研究機関の研究者に知財講習を行う【2003年度から】

特許制度の意義、研究実験ノートにつけかた、特許情報の検索の仕方、特許明細書の書き方、特許出願の仕方について、できるだけ早い段階で教える。

78. 起業家育成プログラムを作る【2003年度から】

学校教育の中で起業を奨励する教育が必要である。また、スイスのように、放課後、高校生や大学生がベンチャー企業の手伝いをし、発明者となるケースが日本でも多く出るように環境を整備する。定年退職した研究者がアドバイザーとなって、学生・生徒に研究開発のノウハウを指導し、一緒に発明をして、特許を取得するトレーニングを行う。

終身雇用制度の崩壊を受けて、学生・生徒の就職先の選択に関する意識も変化しつつあるが、依然として大企業・終身雇用信仰が根強く残っているのも事実である。もちろん、一つの企業で長年勤め上げるというあり方を否定するものではないが、起業の現場や発明を生み出す研究者の生の声に触れる機会をすることにより、就労に関する多様な選択肢を提供することができる。そのことは、結果として、日本における起業の促進にも結びつくだろう。

79. 社会人にも起業の知識を教育する【2003年度から】

社会人の再教育、生涯教育の一環として、起業するのに必要な知識を教育する場を整備する。社会人に対し、インターネットなどを利用して、都合の良い時間帯で教育が受けられる機会を提供する。

起業をするには、事業モデルの策定、ベンチャーキャピタルとの折衝、知的財産の評価、従業員の採用など、多様なスキルが必要となる。もちろん、分野の異なる複数の専門家がチームを組んでこれらにあたることになるが、最低限

の知識として共有しておかねばならないことも数多い。これらを体系化して、起業家教育プログラムとして提供する。具体的な教育の場としては、一例として、大学が市民向けに行うオープン・カレッジのようなものが考えられる。

起業の基礎的ノウハウを普及させ、起業という選択肢を多くの人を持つことは、「脱・終身雇用」のマインドが産業界全体を覆うということの意味する。起業家教育を一つの切り口として、個人を尊重する社会へのパラダイムシフトを図ることができるのではないだろうか。

80. 発明家体験プログラムを作る【2003年度から】

小中学生に、夏休みの課題研究として、自分たちでアイデアを出し、特許電子図書館で同じものがないかを検索し、これらの情報を踏まえて発明を完成させ、明細書と図面を書くプログラムを実地体験させる。アイデアを出す楽しさを体験するとともに、現在に至るまでのアイデアの蓄積を実感する機会となる。特許庁の特許電子図書館は、使い方さえ把握すれば小学生でも検索することが可能なものであり、これを教材として使用しないという手はない。一つのキーワードで検索するだけでも、様々な角度から特許が出願されていることに気づくだろう。

81. 教員に知財教育をする【2003年度から】

かつて、小中学校や高校でパソコンを教えられる教員が不足し、社会問題になったように、現在、知財を教えられる教員はほとんどいない。したがって、子供や学生に教える前に、教員に知財教育を行う。その際には、外部の知的財産専門家を講師として積極的に活用するとともに、最近では、パソコンなど情報ツールの利用に熟達した小中学校・高校教員が増えているので、教員同士で教えあえる環境を整備する。

8.2. 知財教育に必要な教材を早急に作る【2003年度から】

現在、特許庁では、「小・中学校、高校向け工業所有権教育用副読本」、「工業所有権教育用マルチメディア教材」などのテキストを作成し、希望する学校に配布している。今後は、子供、学生、研究者、企業経営者などの多種多様な対象者を想定して教材を作成し、インターネットなどを通じて個人でも入手できるようにする。

知財教育とは、多くの異なる教育プログラムの集合体である。大別すると、

1. 小中高生、
2. 初等・中等教育の教員、
3. 大学の教養課程（学部の一、二年生）
4. 公的機関の研究者（大学では大学院生・ポスドク・教官など）
5. 市民、
6. 起業家、
7. 企業におけるもの（その中にも経営陣、知財部、研究者、新人など異なるターゲットがある）

などに分けられる。

それぞれに適したテキストやプログラムが存在するはずだが、それらをどのようなものであるかについて、今後の実証的研究によって明らかにする。

8.3. 知的財産をインターネットで自習できるようにする【2003年度から】

知的財産について自習することができる体制も整える。例えば、特許庁が小・中学生向けに「夏休み アイデア検定プログラム」をインターネットで提供する。二十日前後のプログラムで毎日、自宅などのパソコンから、少しずつ特許制度などを学ぶことができれば、知的財産に対する理解も深まる。

インターネット上で知的財産を学ぶ方法の一つとして、WIPOのワールドワイドアカデミーがある。登録者に対して無料で遠隔教育を行い、チューターが質問も受け付けている。このようなものを参考にしながら、いろいろなレベルに適したE-ラーニングのコンテンツを用意する必要がある。初級クラスは、途中で投げ出してしまわずに継続的に学習しないと意味がないので、プログラ

ムを「楽しめる」という要素を盛り込むための一工夫も必要である。

8.4. 知財についてマスメディアで日常的に報道・論評してもらう

【2003年度から】

国民が知的財産を一層深く理解できるように、多種多様なメディアに知財情報を定期的に提供し、知財の最新政策課題や新技術特許の紹介を行う。参考となる海外の例として、ニューヨークタイムズ（THE NEW YORK TIMES）には、特許発明の定期コラムがあるばかりでなく、知的財産政策に関する社説が頻繁に掲載されている。

遺伝子特許の増加、遺伝子スパイ事件、中村修二カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授と日亜化学の間の訴訟などを契機として、知的財産に関する報道が以前よりも増加してきた。しかし、知財に関する社説となると、まだごくまれにしか掲載されない。知財に関する質の高い社説・論評が頻繁に紙面を飾るようになれば、国民の知財リテラシーや知財マインドの涵養に大きな影響を与えるだろう。

また、新聞や雑誌のみならずテレビなどの映像メディアでも、センセーショナルリズムに走らない質の高い報道がなされることが望まれる。これには、知財政策に関する積極的な情報開示が不可欠である。

【知財フォーラムのメンバー】

< 50音順 > 10名

安念 潤司 (成蹊大学法学部教授)[代表]
久保利 英明(弁護士)
下坂 スミ子(弁理士)
末吉 互 (弁護士)
隅蔵 康一 (政策研究大学院大学助教授)
成毛 真 (株式会社インスパイア社長)
馬場 錬成 (科学ジャーナリスト)[副代表]
原 豊 (株式会社リクルート・ディビジョンエグゼクティブ)
山本 貴史 (株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長)
渡部 俊也 (東京大学先端科学技術研究センター教授)

[お問い合わせ先]

安念 潤司 (annen@law.seikei.ac.jp)
電話 0422-37-3625
馬場 錬成 (baba@netv.com)
電話 03-3643-1011

[知財フォーラム ホームページ]

http://www.smips.rcast.u-tokyo.ac.jp/IP_forum